

以下の案件については、倫理審査委員会規程第 10 条の迅速審査に該当し、承認した。

受付番号	課 題 名	申請者	結果通知日	迅速該当
261	COVID-19 感染妊婦および COVID-19 感染妊婦から出生した新生児の実態調査	小児科部長 金子 孝之	R5.4.10	(3)
262	日本消化器内視鏡学会甲信越支部 キャリアサポートに関するアンケート調査	内科部長 影向 一美	R5.8.23	(3)
263	レニン・アンジオテンシン系阻害薬、利尿薬、 非ステロイド性抗炎症薬の 3 剤併用 (Triple Whammy) による腎機能への影響と腎障害の 危険因子に関する研究	薬剤副部長 吉野 真樹	R5.9.15	(3)

【迅速審査 該当番号説明】

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- (5) 特別な事情があり迅速な意見を必要とする症例研究の審査